

くしろ 男女共同参画通信

ともに創りあげる社会をめざして

Vol. 6

発行日：平成15年6月23日



〒085-0018 釧路市黒金町7丁目4番
釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習女性課

31-4579 Fax22-9096

仕事と家庭の両立は・・・

平成14年度版「男女共同参画白書」（内閣府発行）によると労働力人口に占める女性の割合は4割で、年齢的にみても全体的に上昇傾向を示している。しかし、男性が20～50代までを山とする台形を描くのに対し、女性は依然として30代を谷とするM字カーブを描いている。これは、昭和40年代からみられる我が国の女性労働の特徴といわれている。

また、男女とも雇用者割合が上昇している一方で、女性を中心とする非正規化が進んでいる。

数字にみる女性の就労状況

釧路市の労働基本調査における正規従業員構成を「プラン」策定時の平成9年と今回調査の平成13年を比較すると、

	20代	30代	40代
H9	44.1%	16.9%	17.7%
H13	40.3%	18.7%	17.9%

女性を中心に非正規化が進む雇用形態

育児が一段落した後の40代から50代の女性のパートとして働く形態がハッキリと出ている。

女性の40・50代で全体の57.3%を占めている。

	30代	40代	50代
全体	17.8%	25.2%	25.7%
女性	20.6%	29.4%	27.9%

（釧路市労働基本調査）

子育て後の再就職

子育て後、再就職する女性の多くがパートタイム労働で働いており、働く女性全体の4割を占めるといわれる。

全労働者の3.8人に1人の割合になり、経済活動には欠かせない重要な存在となっている。

しかし、正規従業員と比べ、賃金・待遇面等で就業実態に見合ったものとなっていないとの指摘もあり、その処遇改善が課題といわれている。

（総務省統計局 H.13 労働力調査）

フリーフリーレフォン（応援します仕事と家庭の両立）

あなたにとっての仕事環境は・・・

「くしろ男女共同参画プラン」策定時から5年後の

平成13年まで女性従業員の年代別就労状況は、結婚・出産による退職と思われ20代から30代移行時の就労者数値が半減する傾向に大きな変化は見られない。

平成13年厚生労働省の調査によると働く女性の約7割が第1子出産後仕事をやめている。

20代で就職、30代で出産・育児のため退職せざるを得ない社会状況が背景にあると考えられる。



H.12. 釧路市企業調査より 釧路市内の事業所（回答数235）の従業員比率

	正 規	パート
男性従業員	73.8 %	29.1 %
女性従業員	26.2 %	70.9 %

育児・介護に関する制度について

	制度がある	制度がない	取得状況
育児休業制度	54.5 %	38.7 %	11.7 %
介護休業制度	39.6 %	49.4 %	0.1 %

再就職に関わる就業規則等について

・ 何らかの規則、内規を持っている 23.4%

釧路市の労働基本調査（H.13）にみる女性就労の状況は、10年前と比較してパートタイムの増加と結婚退職の減少傾向など女性の職場進出を特徴とする雇用形態が明らかになっている。



参画でわたしが変わる未来も変わる

平成11年6月23日は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日です。毎年6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」として全国的に広報啓発活動が行われています。

私たちのまわりのことから、男女共同参画社会を実現させていきましょう。

**21世紀は、「男女」が共同して、
仕事に、学校に、地域に、家庭に、「参画」していく時代。
男女を問わず、「その力を共に生かせる」社会です。**

国の「男女共同参画会議基本問題専門調査会」は、検討していた「女性のチャレンジ支援策」について平成15年4月に提言をとりまとめ、多様な分野で女性が積極的に参画するとともに、新たな分野に活躍の場を広げることができるよう、次のアピールをしています。

あらゆる分野において、指導的地位を占める女性の割合30%をめざす取り組み
身近なチャレンジモデルを提示し、自分にあったイメージを選択できる。
いつでも、どこでも、だれでもチャレンジできる環境づくりと情報提供。



● 男女共同参画社会基本法 ● (平成11年6月法律第78号)

男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

② 社会における制度・慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。

⑤ 国際的協力

他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

※男女共同参画に関する情報は、内閣府男女共同参画局ホームページから。
<http://www.gender.go.jp/>